

第三八回

参第二二号

昭和三十七年における参議院議員選挙の選挙運動等の臨時特例に関する法律（案）
（特例の範囲）

第一条 昭和三十七年に行なわれる参議院議員の通常選挙（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百十五条の規定により通常選挙と合併して行なわれる補欠選挙を含む。）については、この法律に規定する特例によるほか、法の定めるところによる。

（選挙期日の公示）

第二条 前条の選挙に対する法第三十二条及び第三十四条の規定の適用については、同法第三十二条第三項及び第三十四条第六項第一号中「二十五日」とあるのは、「二十日」と読み替えるものとする。

（連呼行為）

第三条 第一条の選挙に対する法第百四十条の二の規定の適用については、同法同条ただし書中「演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合」とあるのは、「演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合並びに選挙運動のために使用する自動車又は船舶の中において、午前八時から午後七時までの間にする場合」と読み替えるものとする。

2 前項の場合における連呼行為については、法第百四十一条の三の規定は、適用しない。

（自動車）

第四条 第一条の選挙に対する法第百四十一条の規定の適用については、同法同条第三項本文中「乗用自動車又は小型貨物自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条の規定に基き定められた小型自動車に該当する貨物自動車をいう。）に」とあるのは、「命令で定める乗用の自動車（二輪車以外の自動車にあつては、その使用の際上部の全面にわたりおおいを取り付けたもの）に」と読み替えるものとする。

2 前項の場合には、法第百四十一条第三項ただし書の規定は、適用しない。

（通常葉書の数等）

第五条 第一条の選挙に対する法第百四十二条の規定の適用については、同法同条第一項各号列記以外の部分中「通常葉書」とあるのは「郵政大臣が郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二十二条第三項本文の規定によつて発行する通常葉書」と、同項第二号中「六万枚」とあるのは「十二万枚」と、「一万五千枚」とあるのは「三万枚」と、「三千枚」とあるのは「六千枚」と読み替えるものとする。

（通常葉書の譲渡防止の措置）

第六条 選挙運動のために使用する通常葉書は、譲渡を防止するために、郵政省において公職の候補者ごとに命令で定める表示をしたものでなければならない。

（ポスターの数）

第七条 第一条の選挙に対する法第百四十四条の規定の適用については、同法同条第一項第二号中「五万枚」とあるのは「十万枚」と、同項第三号中「八千枚」とあるのは「一万二千枚」と、「三千枚」とあるのは「五千枚」と読み替えるものとする。

(ポスター掲示場)

第八条 地方選出議員の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙運動のために使用するポスターを掲示するための掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場は、公衆の見やすい場所を選び、一投票区について一箇所以上設けなければならない。

3 公職の候補者が第一項の掲示場に掲示することができるポスターの掲示の方法その他掲示について必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の掲示場については、法第百四十五条第一項の規定は、適用しない。

第九条 前条第一項の掲示場を設けるために必要な土地、工作物等の所有者、管理者及び居住者は、特別の事情のない限り、当該掲示場の設置に協力しなければならない。

第十条 市町村の選挙管理委員会は、天災その他の避けることのできない事故その他やむを得ない特別の事情があるときは、第八条第一項の掲示場を設置しないことができる。

(支出金額の制限額)

第十一条 第一条の選挙に対する法第百九十六条の規定の適用については、同法同条中「前二条及び第二百一条の四(選挙運動に関する支出金額の特例)」の規定による額」とあるのは、「第百九十四条及び第二百一条の四第二項の規定による額に、昭和三十七年における参議院議員選挙の選挙運動等の臨時特例に関する法律(昭和三十六年法律第 号)第十二条及び第十三条第二項の規定によつて選挙運動に従事する者に支給することができる報酬の限度額を加えた額」と読み替えるものとする。

(報酬の支給)

第十二条 選挙運動に従事する者に対しては、法第百九十七条の二第一項第一号に規定する実費弁償のほか、次の各号に定める報酬を支給することができる。

- | | |
|----------------------|------------|
| 一 出納責任者 | 一日につき千円以内 |
| 二 出納責任者以外の選挙運動に従事する者 | 一日につき五百円以内 |

(報酬を支給することができる選挙運動従事者)

第十三条 前条第二号の報酬の支給を受けることができる者は、公職の候補者が、あらかじめ、全国選出議員の選挙にあつては中央選挙管理会に、地方選出議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会に届け出た者に限る。

2 前項の規定によつて届け出ることができる者の数は、次の各号に定める数をこえることができない。

- | |
|---|
| 一 全国選出議員の選挙にあつては四十五人 |
| 二 地方選出議員の選挙にあつては、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一である場合には十五人、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を |

こえる場合にはその一を増すごとに二人を十五人に加えた数

- 3 第一項の規定によつて前条第二号の報酬の支給を受けることができる者として既に届け出た者を変更する必要がある場合には、その者にかえて他の者を届け出ることができる。ただし、当該報酬の支給を受けることができる者の数は、通じてそれぞれ前項第一号又は第二号に定める数の二倍の数をこえてはならない。

(国庫負担)

第十四条 第八条第一項の規定によるポスター掲示場の設置に要する費用は、国庫の負担とする。

(施行命令)

第十五条 この法律の実施のための手続その他その施行に関して必要な事項は、命令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

公職選挙法施行の実情にかんがみ、昭和三十七年に行なわれる参議院議員の通常選挙等の選挙運動等について、同法の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費としては、約二億三千万円の見込みである。